

平成 28 年 5 月 2 日

恵那市長 可知 義明 様

恵那市特別職報酬等審議会
会 長 坪井 弥栄子

恵那市特別職の報酬等の額について（答申）

平成 28 年 4 月 18 日、恵那市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定に基づき意見を求められた市議会議員の議員報酬の改定並びに政務活動費の必要性について次のとおり答申する。

恵那市特別職報酬等審議会

会 長	坪 井 弥栄子
職務代理者	伊 藤 常 光
委 員	山 本 好 作
委 員	堀 能 夫
委 員	足 立 能 夫
委 員	佐々木 透
委 員	遠 藤 茂 樹
委 員	田 口 勝 一

1. はじめに

本審議会は、平成 28 年 4 月 18 日、恵那市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定に基づき、市議会議員の議員報酬の改定並びに政務活動費の必要性について、市長から諮問を受けた。

本審議会では、市議会議員の議員報酬と政務活動費の必要性について、事務局より提供された資料等に基づき、忌憚のない意見交換を行い、慎重審議を重ねた結果、以下のとおり答申する。

2. 論 点

恵那市議会議員の定数を定める条例の一部改正が施行され、議員の定数 20 人から 18 人に削減されたことによる。

- (1) 市議会議員の議長、副議長、議員の議員報酬に関する事項
- (2) 政務活動費の必要性に関する事項
- (3) 政務活動費のチェック機能及び交付に関する事項
※政務活動費の交付について本審議会の所掌事項ではないが、政務活動費との関連が深く、併せて議論することとした。

3. 答 申

- (1) 市議会議員の議員報酬について、近隣自治体や類似団体と比較して差があるので、議長 404,000 円から 424,000 円に、副議長 362,000 円から 382,000 円に、議員 342,000 円から 362,000 円に引き上げるべきである。
- (2) 市議会議員の政務活動費については、議員が政務活動をしていく上で必要であるので、年額 120,000 円を交付するべきである。
- (3) ①政務活動費は、議員個人に対して、半期毎の実績に基づき交付すること。
②政務活動費は、市民の関心が高く、その使途や透明性の確保のために、領収書の添付を義務付け、使途目的、使途内容、成果をすべて公表すること。

③政務活動費の交付に関する条例、規則、交付マニュアルを作成し、議員への周知徹底を行うこと。

4. 付帯意見

当審議会の所掌事項ではないが、審議の経過において集約された意見を付記する。

- (1) 議員活動の状況を積極的かつ明確に公表するなど、議員の資質向上について9月議会までに、議会改革協議会において議論しその結果を公表していただきたい。

5. 審議会の開催状況

- ・第1回 平成28年4月18日
- ・第2回 平成28年4月25日